

新旧対照表

新	旧
<p>4．構造改革特別区域の特性</p> <p>1) 区域の概要</p> <p>産業動向</p> <p>商業の概況は、平成3年以降、郊外型大型店の出店により、商店数、従業者数は減少しているが売場面積は逆に増加傾向にある。商店の従業員規模別構成を見ると、10人未満の商店の占める割合が9割を超えており、今後こうした小規模商業の衰退が懸念される。このため、中心市街地活性化基本計画に基づく事業化が期待されている。</p> <p><u>観光動態調査では、平成12年には1,086,850人を数えていた交流人口が中越大震災のあった平成16年度には989,538人に減少した。</u></p> <p>5．構造改革特別区域計画の意義</p> <p>すなわち、本計画区域において、特定事業707及び本区域において推進されている農村振興総合整備事業など「おぢや農都共生特区」関連事業等を効果的に活用することにより -</p> <p>(1) 現に耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地や効率的な利用を図る必要のある農地(耕作放棄地や遊休農地等)を、<u>農業者・民間企業・NPO法人</u>などがさまざまな創意工夫を發揮して利活用する途を開き、農的暮らしや自給的ライフスタイルの実現を願う多くの人々を農業・農村の新しい担い手として迎え入れることができ、農地の荒廃を防ぎ、地域再生の新たな契機が生まれる。</p> <p>(2) <u>民間企業などの農業への参入や、従来</u></p>	<p>4．構造改革特別区域の特性</p> <p>1) 区域の概要</p> <p>産業動向</p> <p>商業の概況は、平成3年以降、郊外型大型店の出店により、商店数、従業者数は減少しているが売場面積は逆に増加傾向にある。商店の従業員規模別構成を見ると、10人未満の商店の占める割合が9割を超えており、今後こうした小規模商業の衰退が懸念される。このため、中心市街地活性化基本計画に基づく事業化が期待されている。</p> <p>5．構造改革特別区域計画の意義</p> <p>すなわち、本計画区域において、特定事業1001及び本区域において推進されている農村振興総合整備事業など「おぢや農都共生特区」関連事業、<u>ならびに他の特定事業</u>等を効果的に活用することにより -</p> <p>(1) 現に耕作されておらず、今後も耕作されないと見込まれる農地や効率的な利用を図る必要のある農地(耕作放棄地や遊休農地等)を、NPO法人などがさまざまな創意工夫を發揮して利活用する途を開き、農的暮らしや自給的ライフスタイルの実現を願う多くの人々を農業・農村の新しい担い手として迎え入れることができ、農地の荒廃を防ぎ、地域再生の新たな契機が生まれる。</p> <p>(2) <u>NPO法人などが農業に参入すること</u></p>

からの農業者が新たなビジネスとして展開する選択肢が広がることによりさらに積極的な営農活動が可能となり、安全・安心な農産物の生産、多様で地域特性のある作物や特産物の生産、地産地消や産消連携の推進、農業を中心とした様々な体験活動や濁酒の製造や販売など地域固有の交流素材を活用したグリーン・ツーリズムとの連動などを効果的に行なうことが出来、食・農一貫型の地域における複合アグリビジネスの形成と新たな雇用の創出が可能となる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

1) 耕作放棄地の増加に歯止めをかける

平成 12 年時点での本計画区域における遊休農地は 145ha であった。この区域の農業従事者の高齢化と後継者不足の状況や中越大震災により、甚大な被害を受けたこと、また WTO 農業交渉による米の関税の大幅引き下げなどが不可避となった場合、水田稲作が 90% 近くを占める当地域では、山間部の農地などを中心に、地すべり的な耕作放棄が発生することが懸念される。

そこで、農地の特定法人への貸付事業を活用して、農業生産法人以外の地元企業（食品製造業、建設業、サービス業等）や NPO 法人による耕作放棄地や遊休農地の効果的利活用を図り、併せて特定事業 707 を活用して、地域特産品として地元産の農産物を原材料として活用し、安定的な生産活動などを行い耕作放棄地の増加に歯止めをかける。

3) 都市生活者を農村に迎え入れ交流人口を拡大する

将来的には、地方公共団体及び農業協同組

で、安全・安心な農産物の生産、多様で地域特性のある作物や特産物の生産、地産地消や産消連携の推進、グリーン・ツーリズムとの連動などを効果的に行なうことが出来、食・農一貫型の地域における複合アグリビジネスの形成と新たな雇用の創出が可能となる。

6. 構造改革特別区域計画の目標

1) 耕作放棄地の増加に歯止めをかける

平成 12 年時点での本計画区域における遊休農地は 145ha であった。この区域の農業従事者の高齢化と後継者不足の状況や、WTO 農業交渉による米の関税の大幅引き下げなどが不可避となった場合、水田稲作が 90% 近くを占める当地域では、山間部の農地などを中心に、地すべり的な耕作放棄が発生することが懸念される。

そこで、特定事業 1001 を活用して、農業生産法人以外の地元企業（食品製造業、建設業、サービス業等）や NPO 法人による耕作放棄地や遊休農地の効果的利活用を図り、耕作放棄地の増加に歯止めをかける。

3) 都市生活者を農村に迎え入れ交流人口を拡大する

将来的には、特定事業 1002（地方公共団

<p><u>合以外の者による特定農地貸付けや、農業生産法人の行う農業関連事業の拡大等も効果的に活用して、従来にない新しい魅力的なグリーン・ツーリズムを積極的に推進する。</u></p> <p>4)<u>地域複合アグリビジネスの起業を促進し雇用の創出と経済の活性化を図る</u></p> <p>上記1)～3)の目標を追求する中で、計画区域のいくつかの地区(旧町村又は小学校区など)において、それぞれの地区に賦存する遊休農地を含む多様な地域資源を効果的に利活用した地域複合型アグリビジネス 農産物の生産・加工、特産品の製造・販売、グリーン・ツーリズムの展開、およびそれらの複合化 を起業し、地域の人々およびUI ターン者などの仕事の場(雇用)の創出を図る。</p> <p><u>うまい米、うまい水そして地域が培ってきた技を使い、越後杜氏として多くの職人を輩出してきた歴史的な経過に鑑み、濁酒を製造し新たな特産品を生み出し、交流素材として活用し、地域内に訪れる人々に提供することにより、地域にある既存の温泉施設等の交流施設の利用者数の増加や農産物加工品の売り上げの増加等、地域経済の活性化を図る。</u></p> <p>5)<u>農都共生による開かれた自立的コミュニティ形成を図る</u></p> <p>特定事業 <u>707</u> の活用により地域内に濁酒の醸造を伴う農家民宿、農業体験やクラフトづくり体験の活動による交流拠点、農産物の加工所・直売活動等を生みだし、地域に密着した雇用の場を創り出すと共に、地域の人材</p>	<p><u>体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業)、1005(農業生産法人の行う農業関連事業の拡大事業)、407(農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業)等も効果的に活用して、従来にない新しい魅力的なグリーン・ツーリズムを積極的に推進する。</u></p> <p>4)<u>地域複合アグリビジネスの起業を促進し雇用を創出する</u></p> <p>上記1)～3)の目標を追求する中で、計画区域のいくつかの地区(旧町村又は小学校区など)において、それぞれの地区に賦存する遊休農地を含む多様な地域資源を効果的に利活用した地域複合型アグリビジネス 農産物の生産・加工、特産品の製造・販売、グリーン・ツーリズムの展開、およびそれらの複合化 を起業し、地域の人々およびUI ターン者などの仕事の場(雇用)の創出を図る。</p> <p>5)<u>農都共生による開かれた自立的コミュニティ形成を図る</u></p> <p>特定事業 <u>1001</u> の活用による遊休農地の市民的利活用を突破口として、上記の如き多様な展開を行うことにより、最終的には(本計画区域の地域社会を)「農都共生」を基本コンセプトとした、開かれた自立的なコミュニ</p>
---	---

<p><u>が育成され地域コミュニティへの関心を一層高め、都市住民を受け入れる地域の力がより強化する。また併せて遊休農地の市民的生活用を突破口として、上記の如き多様な展開を行うことにより、最終的には(本計画区域の地域社会を)「農都共生」を基本コンセプトとした、開かれた自立的なコミュニティとして再編・強化していくことを目指す。</u></p> <p>7 .構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>1) 農地の有効利用効果</p> <p><u>濁酒の製造により、地域の特産物が生産され原材料の安定的な栽培をすること、また、交流拠点で濁酒と併せて提供する飲食の材料を地場産の農産物を中心に行うことで、地域の遊休農地を有効に活用する。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>平行して農村集落の景観に関心のある人やスローライフを求めている都市住民と共に農地・水・そして生命を守ろうという市民活動的な農地保全を行い、多くの市民が参加する農地の利活用事業(農地トラスト事業)へ拡大し、加えて農業生産法人以外の地元企業による遊休農地の利活用事業を推進し、5年間で 60ha、10年間で 100ha の遊休農地の有効活用を実現し、本区域における農地等の遊休化に歯止めをかける。</u></p> <p>2) 交流人口拡大効果</p> <p><u>濁酒などの特産品を開発し、併せてグリーンツーリズムや既存の観光資源と連携することによりその素材が豊になり、この地域独</u></p>	<p>ティとして再編・強化していくことを目指す。</p> <p>7 .構造改革特別区域計画の実施が構造改革区域に及ぼす経済的社会的効果</p> <p>1) 農地の有効利用効果</p> <p><u>まず、山本山地区の一団の遊休農地約 8ha において、NPO 法人によるモデル事業(馬鈴薯、ソバ等を作付した収穫体験農場)を実施する。</u></p> <p><u>このモデル事業の成果を踏まえ、農地の市民的生活用事業(トラスト農場等)へと事業を拡大し、加えて農業生産法人以外の地元企業による遊休農地の利活用事業を推進し、5年間で 60ha、10年間で 100ha の遊休農地の有効活用を実現し、本区域における農地等の遊休化に歯止めをかける。</u></p> <p>2) 交流人口拡大効果</p>
---	---

自の自然・歴史・文化・風土を体感したい人々を引きつける原動力となる。このことにより平成16年度には989,538人であった観光客数のレベルを平成21年には1,100,000人とすることを目標とする。

農地の有効利用及び交流人口拡大によりもたらされる効果

(表中)

短期 平成18年度

中期 平成22年度

長期 平成27年度

3)アグリビジネス創出効果及び地域雇用創出効果

本市において、本特区計画を実行することにより、創出されるアグリビジネスのパターンとしては、以下のような展開が考えられる。

(株式会社等による企業的農業経営の展開)

高収益型の施設園芸事業等の企業的展開

加工食品の商品開発と戦略的マーケティング展開 「バイオマス利活用事業」展開

(地域の行政、NPO 法人、農業団体、企業等、地域の協働による展開)

遊休農地を利用した地域農産物の生産と直販展開 「雪蔵」を活用した有利販売と顧客の組織化 「農村レストラン」の起業と「スローフード」の提供や製造 特定農業者による濁酒の提供

特定農業者による濁酒の製造事業件数について平成18年度中に1件を目標とし、濁酒の製造技術の向上のための研修会、酒税法等の事務手続きの対応研修、経営や販路確保の方法などを関係する機関と連携し支援体制を整え平成23年までにさらに区域内に3

農地の有効利用及び交流人口拡大によりもたらされる効果

(表中)

短期 平成16年度

中期 平成20年度

長期 平成25年度

3)アグリビジネス創出効果及び地域雇用創出効果

本市において、本特区計画を実行することにより、創出されるアグリビジネスのパターンとしては、以下のような展開が考えられる。

(株式会社等による企業的農業経営の展開)

高収益型の施設園芸事業等の企業的展開

加工食品の商品開発と戦略的マーケティング展開 「バイオマス利活用事業」展開

(地域の行政、NPO 法人、農業団体、企業等、地域の協働による展開)

遊休農地を利用した地域農産物の生産と直販展開 「雪蔵」を活用した有利販売と顧客の組織化 「農村レストラン」の起業と「スローフード」の提供

件程度の製造を目指す。

特区区域における農村レストラン等起業

件数及び濁酒製造件数

	平成 1 7 年 現 在	～平成 1 8 年 度	～平成 2 3 年 度
農村レス トラン等 起業件数	5 件	0 件	5 件
合 計	5 件	5 件	1 0 件
濁酒製造 件数	0 件	1 件	3 件
合 計	0 件	1 件	4 件

8 . 特定事業の名称

1) 特定事業 707 : 特定農業者による
濁酒の製造事業

9 . 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業、その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

1) 特定事業に関連する事業

(2) 元気な地域づくり交付金事業

滞在型市民農園宿泊施設 (30 戸) を上記事業と一体となって実施するもの。(平成 17 年度～平成 19 年度) 事業認定当初は新山村振興等農林漁業特別対策事業であったが補助事業等の再構築により元気な地域づくり交付金となる事業。

(4) 特定法人貸付事業

一般の株式会社などの農業参入への促進

8 . 特定事業の名称

1) 特定事業 1001 : 地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人の貸付け事業

9 . 構造改革特別区域において実施し、又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業、その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事業

1) 特定事業に関連する事業

(2) 新山村振興等農林漁業特別対策事業

滞在型市民農園宿泊施設 (30 戸) を上記事業と一体となって実施するもの。(平成 16 年度～平成 18 年度)

<p>別紙（特定事業番号：1001） 削除</p>	<p>別紙（特定事業番号：1001）</p> <p>1. 特定事業の名称：1001</p> <p><u>地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業</u></p> <p>2. 当該規則の特例措置の適用を受けようとする者</p> <p><u>農地又は採草放牧地の貸付主体：</u> 新潟県小千谷市</p> <p><u>農地又は採草放牧地を借り受けて農業に参入しようとする者：</u></p> <p><u>ア.小千谷市と構造改革特別区域法に基づく農地等の賃借に関する協定を締結した企業</u></p> <p><u>イ.小千谷市と構造改革特別区域法に基づく農地等の賃借に関する協定を締結した NPO 法人</u></p> <p>3. 当該規制の特例措置の適用開始の日 日本構造改革特別区域計画が認定された日</p> <p>4. 特定事業の内容</p> <p>1) 特定事業に関与する主体</p> <p>(1) 農地等を貸付ける主体：新潟県小千谷市</p> <p>(2) 農地等を借り受けて農業に参入する特定法人：</p> <p><u>ア.小千谷市と構造改革特別区域法に基づく農地等の賃借に関する協定を締結した企業（当初からの参入を予定している企業としては「越後製菓株式会社」が特定されている）</u></p> <p><u>イ.小千谷市と構造改革特別区域法に基づく農地等の賃借に関する協定を締結した NPO 法人（当初からの参入を予定している法人としては「特定非営利活動法人グリーンライフおぢや」が特定されている）</u></p> <p>(3) その他関与する主体：特定非営利活動</p>
---------------------------	--

	<p><u>法人農都共生全国協議会</u> <u>特定非営利活動法人 農都共生全国協議会の概要》</u> <u>設 立 : 平成 14 年 4 月 18 日</u> <u>認証申請 : 平成 14 年 9 月 27 日 (府国生第 1588 号)</u> <u>法人登録 : 平成 14 年 10 月 10 日 (法人番号 0133-05-000812)</u> <u>所在地 : 東京都豊島区駒込三丁目四番九号</u> <u>理事長 : 星野進保</u> <u>活動概要 : (1)まちづくりの推進を図る活動、(2)環境の保全を図る活動、(3)子供の健全育成を図る活動、(4)保健、医療又は福祉の増進を図る活動、(5)社会教育の推進を図る活動、(6)文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動、(7)前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡・助言又は援助の活動</u> <u>NPO 農都共生全国協議会は、NPO グリーンライフおぢやの活動・事業および運営に関する支援・協力を行う (参考資料 小千谷市における「農業特区」を活用した「農業 NPO」と「アグリビジネス」の展開 (概念図) を参照)。</u> <u>2) 事業が行なわれる区域 :</u> <u>新潟県小千谷市全域</u> <u>3) 事業の実施期間 :</u> <u>本構造改革特別区域計画が認定された日から必要な期間</u> <u>4) 事業により実現される行為等 :</u> <u>(1) 株式会社等による企業的農業経営の展開</u> <u>農業生産法人以外の地元企業 (食品製造業、建設業、サービス業等) の農地レンタル方式での農業参入により、遊休農地等を活用した</u></p>
--	--

企業の農業経営の実現を図る。具体的には、次のような事業への取り組みを促進する。

先端技術を活用した「超良食味米」の生産：「精密農業」や「ロボット農業」など農業の最先端技術を駆使して“国際競争に耐え得る新しい日本の農業”の確立に挑戦する。
具体的には、本区域内で事業活動を行っている米を原料とする食品製造業者（酒、味噌、餅、米菓等）に呼びかけ、遊休農地（特に水田）を利活用した加工用の超良食味米の生産に取り組む。耕作放棄や遊休化が進んでいる棚田など条件不利農地も積極的に利活用対象農地として確保し、精密な土壌分析や肥培管理を行い、またロボットを使った省力化を追求し、不利条件を克服しつつ安全・良質な米の生産技術を確立していく。この取り組みに当たっては、前述の食品製造業者をはじめ、地元行政、地元農業関係者、県、大学、研究機関、そして国など広汎な協力関係のもとに推進していくこととする。

高収益型施設園芸の事業化：低コスト耐候性ハウスなどの導入による、イチゴ、トマト等の果菜類の周年栽培やほうれん草等葉物野菜の高回転栽培など、国際競争にも耐え得る高収益型のアグリビジネスのモデルを創出し、これを地域に普及していく。

加工食品の商品開発と戦略的マーケティング展開：魚沼地域の一部をなす小千谷地域は魚沼産コシヒカリを主とする銘柄米の産地であり、水田転作による大豆、麦の生産、畑地でのソバや地域性のある野菜の栽培など多様な農産物が生産されており、また山間部での山菜やきのこ類の採取も盛んである。これらの地域特性のある農産物や山菜等を効果的に加工・商品化し、高度なマーケティング手法を駆使して企業のアグリビジネス

展開を図る。

「バイオマス利活用事業」の企業化：平成14年12月に新たな国家戦略として閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」の考え方にに基づき、地域に賦存するさまざまなバイオマス資源を利活用した「バイオマス地域産業」の形成に挑戦する。この取り組みにあたっては、行政や関連団体、企業および地域 NPO、市民グループ等との協働関係の構築に注力する。

(2)地域協働による複合アグリビジネスの形成

地域の行政、NPO 法人、農業団体、企業等との協働により、農産物の生産、加工、販売、観光との結合などを複合した 6 次産業型のアグリビジネスの形成を図る。具体的には次のような取り組みを進める。

遊休農地を利用した地域農産物の生産と直販展開：区域内の利用可能な遊休農地を NPO 法人等が借り受けて、NPO の参加メンバーと地元の農業者等との協働により地域特性のある農産物の生産を行い、その生産物を地域の直売所等で販売する（地産地消）。併せて高齢農家や農家の女性等が主として自家用に栽培している多種多様な野菜等や加工品等の直販展開を図る。また、「セルフ収穫直売農園」（消費者が野菜農園等に入って自分で自由に収穫した分を買っていく方式）など取り組みにもトライしていく。

「雪蔵」を活用した有利販売と顧客の組織化：小千谷地域は豪雪地帯であり、池ヶ原地区ではこの雪をエネルギー源として活用した「雪蔵」のモデル的な取り組みが進められている。この「雪蔵」を活用して、地域農産物の出荷時期の調整や「予冷」による品質保持を図り有利販売に結びつける取り組みや、

都市生活者を対象とした「雪蔵会員制度」(米、根菜類、酒などの備蓄と適時配送システム化)などの仕組みによる顧客の組織化を図る。

「農村レストラン」の起業と「スローフード」の提供：地域の農産物を主たる素材とし地域食文化を活かした「小千谷のスローフード」を提供する「農村レストラン」事業を地域の NPO 法人等を事業主体として立ち上げていく。食材となる農産物の栽培、メニューやレシピの開発、調理および店でのサービスまで地域の人々(とくに女性グループ)が中心となっていく。上記の「雪蔵」事業との連動も図る。

(3)「農林地トラスト」事業と農都共生活動の有機的展開

遊休化している農地や採草放牧地および未利用の林地などの有効な利活用と保全をめざし、農的生活(グリーンライフ)指向の都市生活者や地域の非農家住民等の参画による「農林地トラスト」(『グリーンライフ・トラスト』)を地域の NPO 法人と全国レベルの NPO 法人等との協働により立ち上げる。具体的には、次のような活動・事業を実施する。

『グリーンライフ・ファーム』(仮称)の開設・運営：「農林地トラスト」方式によって確保した一定のまとまりをもった一団の遊休農地(1ha~5ha程度)を用いて農業を基盤とした複合型自給農場(『グリーンライフ・ファーム』)を開設し、地域 NPO 法人が中心となり地元の農家や住民の協力を得て運営する。『グリーンライフ・ファーム』は、この地域にかつて普遍的に存在していた有畜複合型自営農家の「農の営み」と「暮らしのかたち」を再現し、そこに新しい「アグ

リビジネス」や「スローフード」の要素を加えて、一種の小規模な「農のテーマパーク」を構成するもの。出来れば農産物加工施設、宿泊施設や各種体験・学習や研修の出来る施設・設備を整備したい。

農都交流・共生プログラムの開発と実施：地域 NPO 法人が中心となって、都市側の NPO 法人や地域の各分野の人との連携・協力のもとに都市生活者との交流のための多様で魅力的なプログラムを開発し、計画的にそのプログラムの実施に取り組む。それらのプログラムに参加する人々の対象としては、前述の「雪蔵会員」や「農林地トラスト会員」などをコアとして、小千谷地域にゆかりのある人々や「小千谷ファン」などを掘り起こし、積極的に参加を働きかける。

「食農教育」や「体験型グリーン・ツーリズム」の展開：前記の『グリーンライフ・ファーム』や地域内のさまざまな関連施設や地域資源を活用して、幼児や小・中学生の「食農教育」や都市部のファミリー層を対象とした「体験型のグリーン・ツーリズム」の展開を計画的・継続的に行う。実行にあたっては、上記 のプログラムと連動させ一体的に進める。

5 . 当該規制の特例措置の内容：

・本計画区域は、信濃川中流域の中心都市の一つとして昭和 29 年に市制を敷き、その後順調な地域発展を遂げ、一時的(昭和 55 年)は人口 4 万 5 千人を数えるまでに至ったが、近年人口減少に転じ、人口微増となっている新潟市や長岡市と比べて、また新潟県全域と比較しても人口減傾向が顕著となっており、地域活力の低下が憂慮される事態となっている。

小千谷市及び周辺市、新潟県との人口比較

	<p><u>表（平成 12 年国勢調査）</u> <u>（別紙 1 - 1 参照）</u> ・本計画区域の地域活力減退傾向は、本区域の主産業のひとつである農業の主要指標たる農家数および経営耕地面積の推移にも如実に表れている。</p> <p><u>専兼業別農家戸数グラフ（平成 12 年農林業センサス）</u> <u>（別紙 1 - 2 参照）</u> 耕種別経営耕地面積表（平成 12 年農林業センサス 単位：a） <u>（別紙 1 - 3 参照）</u> ・このような農業衰退傾向が本計画区域内の遊休農地の増大となって現出しており、平成 12 年度の遊休農地実態調査においては 145ha の遊休農地が確認された。</p> <p><u>小千谷市の遊休農地の現状（平成 12 年度遊休農地実態調査 単位 ha）</u> <u>（別紙 2 - 4 参照）</u> ・いままさに WTO や FTA など農産物を含む世界貿易に関する国際交渉が進められているが、米などの高関税品目については関税の大幅引き下げや低関税での輸入枠の拡大を輸出国側や途上国側から強く迫られており、今後の国際交渉の動向によっては、本区域の如き米主産地は壊滅的な打撃を受けることが懸念されている。</p> <p>・こうした情勢を考えると、本計画区域内の遊休農地を将来に亘って農業内部だけで有効に利活用することは困難であり、遊休農地率が 5% 台と比較的低レベルにある今から、今後加速化することが予測される高齢農家や条件不利地区における耕作放棄や不作付による農地利用率の低下に備えて、遊休農地利活用の新たな仕組みや体制を整備していくことが急務と思われる。</p>
--	--

<p>別紙（特定事業番号：707）</p> <p>1．特定事業の名称：707 特定農業者による濁酒の製造事業</p>	<p>・そこで、本特別区域計画により株式会社やNPO 法人等の農業参入の途を拓き、遊休農地の有効な利活用を基盤とした農都共生型の活力ある地域づくり 農都共生特区に取り組んでいくこととする。</p> <p>・小千谷市では、平成 14 年度に「農村振興基本計画」を策定し、この基本計画に基づき平成 15 年度事業として「農村振興総合整備事業」および「美しいむらづくり総合整備事業」の事業計画を策定中のところであり、平成 16 年度より具体的整備事業の実施に移る予定である。本特別区域計画は、これらの事業との緊密な連動を図りつつ実行していくこととしたい。</p> <p>・尚、本事業(1001)の用に供する農地の選定にあたっては、次の事項に留意することとする。</p> <p><u>現に農業の用に供されておらず、又は低レベルの利用に止まっている農地及び採草放牧地であって、1ha 以上の一団のまとまった形状をしており、比較的軽微な整備によって利用可能であること。</u></p> <p><u>地権者の同意を得ることはもとより、近隣農家や住民の賛同と農地利用に際しての積極的な支援・協力を得ることが出来ること。</u></p> <p><u>担い手への農地集積や集落営農体制づくりおよび農業生産法人育成など地域農業構造改革の推進に支障を生ずるおそれがないこと。</u></p> <p>・本特定事業（1001）の実施により有効に利活用される遊休農地等の面積の目標は次の通りとする。</p> <p>（別紙 2 - 5 参照）</p>
--	---

2 .当該規則の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特区地域内において酒類を自己の営業場において飲用に供する業(旅館、民宿、料理飲食店など)を合わせて営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者。

3 .当該規制の特例措置の適用開始の日
日本構造改革特別区域計画が認定された日

4 . 特定事業の内容

1) 特定事業に関する主体

上記2に記載の認定計画特定農業者で、酒類製造免許を受けた者。

2) 事業が行なわれる区域 :

新潟県小千谷市全域

3) 事業の実施期間 :

上記2に記載の認定計画特定農業者が、酒造免許を受けた日以降

4) 事業により実現される行為や整備される施設 :

上記2に記載の認定計画特定農業者が、濁酒の提供・販売を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5 . 当該規制の特例措置の内容

・本計画区域は、国内でも有数の豪雪地帯であり、過去35年間(平成14年現在)における最大積雪深は、平野部で193cm、中間地で240cm、山間地で282cmを記録している。この雪が資源となり、日本有数の米作地帯として発展してきた。しかし、その反面冬期間は、地域内での経

済活動に困難を生じ、多くの農業者が出稼ぎにより生計を立てていた。

・この地方は古くから酒造りが盛んで、元禄14年(1701年)の酒の運搬の証文が現存しており当時の酒造石高は8.75石と記録されている。天保2年(1831年)には、1700石を記録し、酒造家も慶応3年(1867年)には8件を数えており越後の一大産地を形成していた。その技術を継承し、酒男として多くの人が全国各地に冬期間の収入として出稼ぎし活躍した。

・その後時代とともに第一次産業から第二・第三次産業へと形態も変遷し、出稼ぎの必要も減少したが、今日においても酒造りの技術を守り続け、小千谷地域(魚沼も含む)の杜氏組合に所属している杜氏は17名おり、また市内の酒造会社2社とともに酒造りの文化圏を担っている。

・当該区域は、現在「食と人と農」をキーワードにして農村と都市とが共生する循環持続型の地域作りを推進し、滞在型市民農園(クラインガルテン)の建設予定や地元も宿泊施設やユースホテルなどと連携し、地元農業者を中心とした体験交流や農産物の消費拡大をすすめ地域の活性化を促進している。

・残念ながら、平成17年10月23日に発生した中越大震災により、高齢の農業者や経済基盤の弱い農業者には追い打ちとなり、現在は、復旧に全力が注がれているものの将来的には離農者や遊休農地の拡大が予想される。

・この逆境の中で、当該規制の特例緩和措置により酒税法の特例で農家民宿や飲食の提供を営む農業者が、自ら生産した米を原材料として濁酒を製造する場合には、製造

免許に係る最低製造数量基準が適用されないことにより、新たな特産品の開発として濁酒の製造に取り組むことが可能となる。

また併せてグリーンツーリズムや関連した農業体験等の充実させることにより、交流人口の増加をもたらすと共に、不耕作地や遊休農地が活用され、新たな人材の育成を促し、地域コミュニティリーダーの育成へと発展が期待される。

・これらのことを契機に、農業者が当該地域の持っている地域の素材を活用し、複合型アグリビジネスを展開することにより農業者の主体的な起業を促進し、雇用に結びつけ地域に活力を生み出すことが、自立的コミュニティを継続するために必要不可欠なことと考えている。

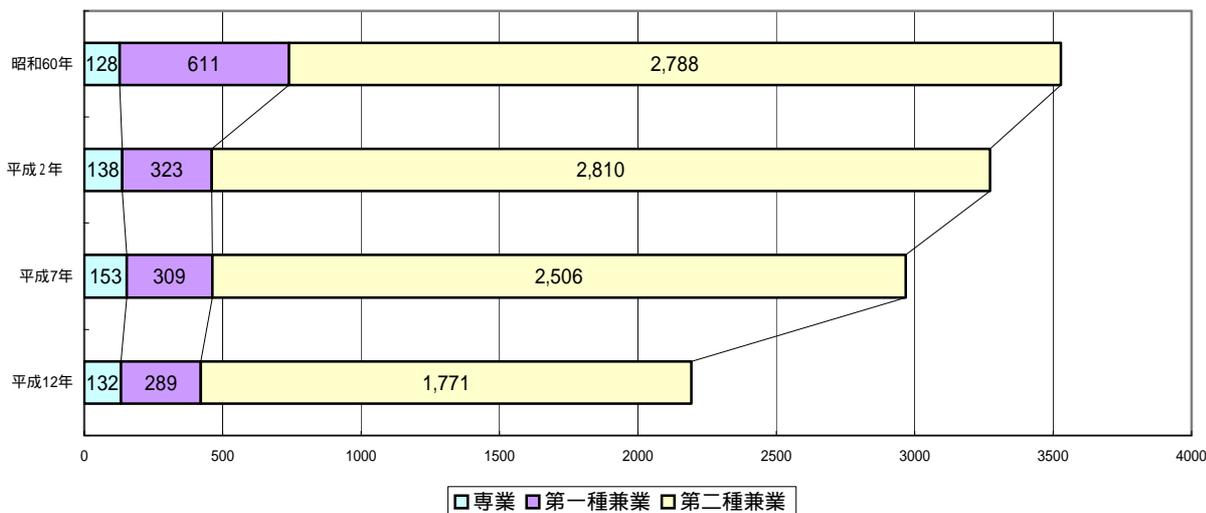
・なお、当該事業により、酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な納税申告や記帳義務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

別紙 1

1 小千谷市及び周辺市、新潟県との人口比較表（平成 12 年国勢調査）

地 域	平成 12 年人口	平成 7 年人口	世 帯 数	平成 7 年～12 年の人口増減	
小千谷市	41,641	42,494	12,266	-853	-2.0
新潟市	501,378	494,769	195,076	6,609	1.3
長岡市	193,414	190,470	66,662	2,944	1.5
新潟県	2,475,724	2,488,364	795,597	-12,640	-0.5

2 専兼業別農家戸数グラフ（平成 12 年農林業センサス）



3 耕種別経営耕地面積表（平成 12 年農林業センサス 単位：a）

区分		総面積	田	樹園地				畑
				計	果樹園	桑園	その他	
昭和 60 年	実 数	333,604	283,013	1,742	357	1,355	30	48,849
	構成比	100%	84.8%	0.5%	0.1%	0.4%	0.0%	14.6%
平成 2 年	実 数	310,354	268,134	350	108	242	-	41,870
	構成比	100%	86.4%	0.1%	0.0%	0.1%	-	13.5%
平成 7 年	実 数	296,035	257,887	388	313	70	5	37,760
	構成比	100%	87.1%	0.1%	0.1%	0.0%	0.0%	12.8%
平成 12 年	実 数	282,312	249,101	449	322	-	127	32,762
	構成比	100%	88.2%	0.2%	0.1%	-	0.0%	11.6%

別紙 2

4 小千谷市の遊休農地の現状（平成 12 年度遊休農地実態調査 単位 ha）

地目	遊休農地 面積	圃場整備		日照条件		活用可能性		
		整備済	未整備	良	不良	即可能	可能	その他
合計	1 4 5	2 1	1 2 3	8 8	5 7	9 6	4 5	3
田	8 4	9	7 4	3 4	5 0	4 1	3 9	3
畑	6 1	1 2	4 9	5 4	7	5 5	6	0

5

時期	平成 16 年度内	5 年後(平成 20 年度)	10 年後(平成 25 年度)
利用 面積	8ha	50ha	100ha
備考	市民的利活用 ・利用者組織化 ・利用計画策定 ・農地整備 地元企業による利活用 ・遊休農地の調査 ・コンソーシアムによる検討	市民的利活用 ・利用者拡大 ・実施地区拡大 ・関連施設整備 地元企業による利活用 ・地元企業による遊休農地利活用実施 ・超良食味米の超低コスト生産への取り組み開始	市民的利活用 ・事業主体複数化 ・実施地区 10 ヲ所以上 ・計画達成（第 1 次） 地元企業による利活用 ・事業主体複数化 ・実施地区拡大